

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和3年4月15日（木）15時00分～16時40分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
伊藤係長
高木技術参与（テレビ会議システムによる出席）
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当3名（テレビ会議システムによる出席）
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
担当5名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）について、資料に基づき主に以下の説明があった。
 - これまでの面談資料の集大成版
 - 面談資料における追記・修正点
 - ✓ 放射性の固体廃棄物の分別
 - ✓ 塩酸含有廃液及び有機廃液を収納する容器
 - ✓ 排気口から放出される前の空气中放射性物質濃度の連続監視
 - ✓ 水素ガス使用機器の設置場所及び水素放出量
 - ✓ 負圧維持に必要な設備の機能喪失時の水素濃度
 - ✓ 臨界安全評価における燃料組成の保守性
- 原子力規制庁は、説明を受けた内容を確認するとともに以下についてコメントした。
 - 分析済試料（樹脂埋・加熱・浸漬後の試料）と切断刃を除染する資材等はいずれも核燃料物質を含み、搬送先が固体廃棄物貯蔵庫であるにもかかわらず、分析済試料は「試料」、除染資材等は「固体廃棄物」として区別するとしている理由を説明すること。
 - 有機廃液を処理する方法について説明すること。
 - 液体廃棄物の建屋滞留水への混在処理の影響について、放射性物質濃度等の観点から定量的に説明すること。
 - 排風機容量の設定根拠を説明するとともに、所要の負圧を実現するまでの確認方法及び手順を示すこと。

6. その他

資料：

- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について（実施計画に係る補足説明資料）